

提案条例説明資料

令和 8 年 9 月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第 48 号
2	題名	浜田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「省令」という。）の一部が改正され、引用する条項が整理されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	省令を引用する条項の整理（第 2 条、第 4 条及び第 12 条関係） （改正前）第 19 条第 1 項第 1 号へ 第 19 条第 1 項第 1 号ト 第 21 条第 2 項 （改正後）第 18 条の 3 第 1 項第 6 号 第 18 条の 3 第 1 項第 7 号 第 18 条の 3 第 1 項
5	施行期日等	令和 8 年 10 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 49 号
2	題名	浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市総合福祉センターを高齢者、身体障がい者等の福祉の向上及び健康づくり等を図る施設から総合的な福祉の増進を図る施設に転換することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 目的の整理（第 1 条関係） （改正前） 浜田市における老人、身体障害者等の福祉の向上及び健康づくりを図り、保健福祉施策を推進するとともに、民間地域福祉活動の活発化を図る。 （改正後） 市民等が取り組む主体的な福祉活動への支援及びその活動の場の提供を行うことにより、総合的な福祉の増進を図る。 2 浜田市老人福祉センター及び浜田市立野原デイサービスセンターの廃止（第 2 条関係） 3 事業の整理（第 3 条関係） （改正前）(1) 老人福祉センターが行う事業 (2) デイサービスセンターが行う事業 (3) その他の事業 （改正後）(1) 市民等が取り組む福祉活動の支援及び活動の場の提供 (2) 福祉に関する相談及び情報の提供 (3) その他市長が福祉の増進のため必要と認める事業 4 その他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日 2 経過措置 改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第 50 号
2	題名	浜田市不燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の一部が改正され、引用する条項が整理されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	法を引用する条項の整理（第 5 条関係） （改正前）第 6 条の 2 第 5 項 （改正後）第 6 条の 2 第 7 項
5	施行期日等	公布の日又は法の一部改正の施行日のいずれか遅い日
6	備考	施行期日について、法の一部改正は政令で定める日から施行することとされていることから、この条例を公布する日が当該政令で定める日の前後いずれになっても対応できるよう規定しています。